

お お さ か 西

発行所 近畿税理士会西支部 〒550-0021 大阪市西区川口2-7-6 公益社団法人 西納税協会内
発行人 神田 有啓 編集人 杉本 祐一

謹賀新年



京都松尾大社 (杉本 祐一会員)



新年あけましておめでとうございます。
今年は一大変動の年かもしれません。
米国・ロシア・フランス・韓国・台湾で大統領等の選挙があり、
中国では指導層が入れ替わる年となるそうです。

周りの騒ぎに流されず、
自らの信念信条に照応して行動する年にしたいものです。

(文 杉本祐一)



新年のごあいさつ

支 部 長 ^{かん だ くに ひろ}
神 田 有 啓

新年明けましておめでとうございます。

輝かしい平成24年の新春を迎え、会員の皆様には益々ご健勝にてお過ごしのことと心よりお慶び申し上げます。

平素は、支部の会務運営に格別のご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年、3月11日に発生した東日本大震災により未曾有の地震津波被害を受け、そこに福島第一原子力発電所にかかる放射能汚染の被害が加わり、日本の政治、経済は計り知れない打撃を受けました。

また、ギリシャの財政危機に端を発した欧州の信用不安は世界各国へ飛び火し、米国国債の格付けが引き下げられ、1ドルが75円台をつけ史上最高値水準の円高が長期化し、株安が各国に広がるなど世界が大きく揺れ動き、私たち税理士の関与先である中小企業はもとより、経済界全体が非常に厳しい状況におかれています。

この日本の景気の先行き不透明な時期にこそ、私たち税理士は納税義務者の信頼に応え、納税義務の適正な実現を図るといふ、税理士の使命を基本的理念として日常の業務に誠実に対応していくことが必要であると考えております。

その意味において、税理士各々が資質の向上を

図り、職業倫理観の維持に努め、専門性を発揮することにより社会的な信頼を築いていかねばなりません。

支部としましては、この厳しい時代に即応しながら社会から信頼される税理士を目指して、電子申告・電子納税を定着させ、書面添付制度を積極的に推進し、業務水準の向上を図ってまいりたいと思います。

また、年間36時間の研修受講努力義務を達成していただけるよう受講環境の提供と内容の充実により会員の資質の向上を図るとともに、会員の品位保持および綱紀粛正を促すなど、支部の施策を着実に進めてまいりたいと考えております。

間もなく所得税確定申告期がまいります。税理士に課された社会的使命を達成するためにも重要な施策ですので、会員の皆様には積極的に従事いただきますようお願い申し上げます。

本年も活発な支部の会務運営に務めてまいりますので、一層のご支援ご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

結びにあたり、会員の皆様にとりまして本年が幸多い年になりますようご祈念申し上げ、年頭のごあいさつといたします。

目 次

- 新年のごあいさつ…………… 神田 有啓(2)
- 年頭のごあいさつ…………… 梶原 元明(3)
- 新春まわり年特集…………… (4)
- 事務所訪問記…………… (5)
- 会員ひろば
- 第1回大阪マラソン…………… 門田 知也(6)
- 私の趣味…………… 金澤 清資(7)
- 「税理士業務処理名簿」作っていますか？(7)
- 委員会だより
- 新入・転入会員オリエンテーション…………… (8)
- 研修会…………… (8)

- 麻雀大会…………… (9)
- 青色簿記教室…………… (9)
- 税を考える週間行事…………… (10)
- 会員の動き…………… (11)
- 西税務署からのお知らせ…………… (12)
- 大阪府からのお知らせ…………… (13)
- 市税事務所からのお知らせ…………… (13)
- 委員会活動報告…………… (14)
- 新入・転入会員のご紹介…………… (15)
- 写真コーナー…………… (16)
- 編集後記…………… (16)



年頭のごあいさつ

西 税 務 署 長 ^{かじ} ^{わら} ^{もと} ^{あき}
梶 原 元 明

新年、あけましておめでとうございます。

近畿税理士会西支部会員の先生方におかれましては、新春を健やかに迎えのことと心よりお喜び申し上げます。

昨年は、東日本大震災、台風12号など自然災害の前に人間の備えがいかに無力であるかを考えさせられる中、一方で、なでしこジャパンのワールドカップ優勝といったうれしいニュースもありました。

さて、最近の税務を取り巻く環境は、厳しい定員・予算事情の下、高度情報化社会の急激な進展に伴う経済取引の国際化、広域化により複雑性・困難性が増しております。

私どもの使命は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実施する」ことであり、この使命を果たすためには、事務の簡素化・効率化、納税者利便の向上など、限られた人員や予算を最大限活用していくとともに、一般の納税者の皆様には親切かつ丁寧な対応を心がける一方、悪質な納税者には厳正な態度で臨むことで、国民の皆様の理解と信頼を得ることが重要であると考えております。

そのため、税務署の窓口を一本化した内部事務の一元化、e-Taxの普及及び定着、ダイレクト納

付の利用推進など、納税者の利便性の向上に取り組むとともに無申告者の把握・調査や国際化への対応など特定の課題に対する重点的な取組みを行い、税務調査の充実を図っております。

年が明けまして、いよいよ平成23年分の所得税等の確定申告期が目前に迫っておりますが、昨年に引き続き、納税者の利便性の向上と事務の効率化の観点から自宅等からのITを利用した申告の推進を図ることとしており、e-Taxや国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用定着などの各種施策に取組み、確定申告期事務について効果的かつ効率的に処理できるよう、最大限の努力をしております。しかしながら、私どもの力にも限度があり、先生方のお力添えなしにはこの時期を混乱なく乗り切っていくことはできません。

西支部の会員先生方におかれましては、税務行政の良き理解者として、今後とも、より一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たり、本年が会員先生方にとりまして、なお一層の飛躍と繁栄の年となりますよう心から祈念いたしまして、新年のごあいさつとさせていただきます。

あけましておめでとうございます

西支部役員一同

支 部 長	神 田 有 啓	副支部長	鳥 家 誠
副支部長	河 井 俊 幸	”	西 原 千 景
”	高 橋 修 司	監 事	長谷川 宗 平
”	山 本 仁 昭	”	木 下 正 明
”	杉 本 祐 一	”	三 原 秀 章
”	松 元 早 仙		

新春まわり年特集



- ①辰年生まれの自分なりに
- ②新年にあたっての今年の抱負
- ③新年の過ごし方又は思い出
思っている特徴
- ④好きな言葉(座右の銘など)

昭和 27 年生まれ

かど た けん じ
門 田 賢 二



1. 特 徴
性格は真面目。少し頑固な部分があり自分の意見を通してしまう一面がある。
2. 今年の抱負
無病息災で一年間過ごしたい。
3. 新年の過ごし方又は思い出
年末からおせちを食べ正月を迎え、年明けに初詣に近くの神社に行く。子供の頃、家族が多かったので皆でこたつに入りゲームをしたり遊ぶことが楽しかった。
4. すきな言葉 継続は力なり。

かな ざわ きよ し
金 澤 清 資



1. 特 徴
頑固で昔気質、気が短い方、何をやっても中途半端な性格でしたが、税理士を目指してから「何事にも諦めずに取り組み続ける」という人になりました。
2. 今年の抱負
ついに還暦を迎えることになりましたが、これからも今までと変わらず、健康に留意して仕事に趣味に励みたいと思っています。
3. 新年の過ごし方又は思い出
息子はもう大きくなりましたので、嫁さんとゆっくり過ごします。
4. すきな言葉 有言実行

ほそ かわ まさ とし
細 川 雅 敏



1. 特 徴
「辰」は架空動物(多次元在住?)だけに、心の内面は「宇宙動物」
2. 今年の抱負
十干十二支では2回目(2)の新年です。自分史

をふり返り「後始末」半分、古代史への興味を半分。

3. 新年の過ごし方又は思い出
田舎で老いた母と母子生活が十年続いています。今年も…新年のお参りは、定番である地元の皇子神社と金比羅さん、大工仕事に運転手、いつもあつという間のお正月です。
4. すきな言葉
「一一垂丹青」(ひとひとつたんせいにたれる)文天祥(1236~1282)南宋時代・状元(科挙の首席及第者)作、「正気の歌」漢詩60行の内の1行。前後の詩行を知れば解かり易いが、意味は、丹青=歴史書 史書に記録された人物一人一人の義に頭を垂れる。要訳「史に學ぶ」

昭和 51 年生まれ

あら い けん じ
新 井 健 嗣



1. 特 徴
3月生まれで、小学校のころから周りには冤年だったのでよくわかりません。
2. 今年の抱負
より楽しく生きていきたいです。
3. 新年の過ごし方又は思い出
大晦日から3日間断食をおこないます。
4. すきな言葉
第一歩が不純でも、結果が清ければよい。

きた ざわ まさ かず
北 際 正 和



1. 特 徴
おおらかですが、強情な面もあると思います。こうと決めたら、なかなか曲げません。
2. 今年の抱負
仕事のスキルアップと趣味の英語を極めたいです。目指せバイリンガル!!
3. 新年の過ごし方又は思い出
実家でお酒を飲みながら、ま〜ったり過ごします。
4. すきな言葉 Stay hungry. Stay foolish.

事務所訪問記

前支部長である千葉照夫先生に「久しぶりに事務所訪問記を掲載したいので、お伺いしていいですか?」とお尋ねすると、「いいよ!」と快く引き受けてくださいました。

中央大通を見渡せられる大きな窓のある明るいオフィスで、にこやかに我々広報委員を迎えていただきました。

<経歴など>

大阪市内で5人兄弟の三男として生まれ(昭和22年)の現在64歳。ご実家は銭湯をされています。

「税理士へのスタートは遅かったんです。まわり道をして今の道に入ってきました。」と遠くを眺めるように言われました。

学校卒業後、ご実家の手伝いをされていました。25歳の時に一念発起して、資格のある仕事をしよう!自分の好きな数学や計算が扱える税理士資格を目指すと、会計事務所へ就職されました。

昼は仕事、夜は簿記学校へ通い勉強をされたそうです。34歳の時に税理士試験に合格され勤務税理士となり、42歳の時(平成2年)に西支部で独立開業されました。開業当時は女性スタッフ1人だけでお忙しく、支部活動に積極的に参加されるようになったのも開業5年ほどしてからだったそうです。

<信条>

「お客さんが第一!」の一言に重みを感じました。我々の仕事は「先生」ではなく、顧問先に本当の実力を付けてもらう為にサービスを提供するのが仕事。だから、必ず最低月1回は顧問先へ出向いて行って、少なくとも半日、記帳指導をし自計化をしていただきます。そして質問に答え、難問は後日調べて解答されるそうです。また、政治談議をしたり健康維持する為の話などをしてコミュニケーションを取っておられます。

開業されるまでの色々なご経験や思いが、千葉



先生の事務所運営の方針を、揺るぎないものに行っていることを知り、力強さを感じました。

<事務所運営>

スタッフは男性3人と女性1人です。千葉事務所では、各々異なるテーマに関し書籍等で事前に研究し、それを月に一度半日かけて勉強会を開催され、税法・制度等の研鑽を積み重ねられています。事務所全員がその実力を合わせて高めていくという方針を採られています。

<趣味・健康法>

スキーは20歳から、登山は40歳頃から、ゴルフは45歳から始められたそうです。健康維持や体力増強の為、週に1回を目標に、ジムへ行って筋トレとランニングマシンで汗を流すことを心掛け、さらに食事にも気を遣い、体型が変わらないように努力されているとのこと、私達も見習わなければならないと思いました。

<後輩へのアドバイス>

「お客様が第一、と同時に、従業員を大事にすること。我々税理士は、その人間の持つカラー(魅力)で顧客に自分を信用していただくことが仕事だから、従業員が健康で知識を備え人間性豊かであれば事務所の成長もないですよ。」

「それと、顧客と直接会って顔を合わせて話をすることの重要性。IT化が進む業界だけど、人対人のコミュニケーションで我々の仕事の基礎は成り立っているから、疎かにできません。」

支部会員皆様へのメッセージ

「もっとたくさんの支部会員が、支部行事へ参加して欲しい。そのような西支部であって欲しい。」

午後5時から始まったインタビューですが、終始笑顔を決やさずに取材に応じて下さいました。

お忙しい中、長時間にわたりお付き合いいただきありがとうございました。

益々のご活躍をお祈り申し上げます。

(記事担当 小林幸一・門田賢二・杉本祐一)

会場ひろば

第1回 大阪マラソン

—*—*—*—*—*—*—*—*—
かど た とも や
門 田 知 也



去る10月30日、第1回大阪マラソンに出場しました。

関西では大規模な市民マラソン大会。応募約17万人に対して3万人の当選なので約5倍強の倍率です。外れても良いが「記念に」と思い、応募してみると見事当選しました。

スタートは午前9時。この時、緊張もありあまり朝食を摂らなかつたのが、後にレースに響く事になりました。

実際走ってみて気付きましたが、多くのテレビカメラや芸能人、知事や市長等も見ました。また上空にはヘリコプターも多く飛んでいました。

テレビでは一番前の人がいきなり走り出しますが、実際は一斉にざっと走り出すのではなく、後ろの人達はスタートラインまで遠く、そこまでトコトコ歩く事になります。私も実際スタートラインを切るまでスタートしてから9分超かかりました。最初の5kmはやはりまだまだ余裕です。

次に難波から淀屋橋に向かい、そのまま市役所を横目にスタート地点付近まで戻りそこから折り返し、同じ道で難波まで戻ってきます。これが5km~18kmぐらいの間です。ここで、チャレンジラン(8.8km)の人達とお別れします。ここを走っている時から、朝食を少なく摂っていた事が響いてきます。走りながらずっとお腹が空いている状態が続いていました。フルマラソンにしては結構致命的です。練習で本番の4日程前に20km走っているのに、体力的にはまだまだ充分大丈夫だと思っていたのですが、そんな事もあり非常に厳しかったです。

このマラソン大会の最大の魅力は「普段走れない道走る事が出来る事」だと私は思っています。その意味でこの「御堂筋」を走れた事は、大きい感動でもありました。車で走ると数分で行くこの区間ですが、実際に走ると長い長い。「難波」

の文字が見えた時は「やっと帰ってきた」と思えるぐらい長かったです。難波に帰ってきてから、曲がって次に「京セラドーム」に向かいます。18km~23kmぐらいの間です。

難波から通天閣を見に行き、そこからひたすらゴールのインテックス大阪を目指します。25km、30km・・・と距離を重ねていきます。給食もあったので食べて、体力的には少し回復したものの周りのランナーはこの頃になるとストレッチをしたり歩いたりする人が増えてきました。ただ、ここでも励みになったのは、やはり沿道の応援です。「頑張れ!!」や「歩くな!!」など、中には「足が痛いのは気のせい」と書かれたプラカードもありました。また、ハイタッチをして下さる方、私設エイドを作り、飴やエアサロパス、梅干等をくれる方、ダンスや仮装で応援して下さい下さる方、様々な方が応援して下さい本当に有難かったです。

30kmを越えてから少し足が痛いのもあってフォームを変えて走ったおかげか非常に楽に走れました。

が、今回の最大の難関、37km地点に南港大橋が有り非常にきつい坂があります。この時はコースを事前に把握していたとは言え、コースを作った人を恨みました。

やっとの思いでその坂を越え、あとはゴールを目指すだけです。ゴールが近づくに連れて少しだけ元気を取り戻していきます。そしてグロスタイム(時計時間)5時間2分、ネットタイム(スタート時点からの時間)4時間53分で、ゴールしました。ふと前を見ると下駄でゴールしている人も居ました。聞いた話では裸足で走った人も居るとか・・・。

今回のマラソンで、もうフルマラソンは辞めようと考えていたのですがゴールすると考え方が変わるものですね。次回も当選したら是非参加しようと思える様になりました。それだけ心に残る楽しいマラソン大会でした。



私の趣味

— * — * — * — * — * — * —
 かな ざわ きよ し
 金 澤 清 資



私の趣味と言え、16歳の時から乗り続けているバイクツーリングと、50を過ぎてから始めた三線（沖縄の三味線）です。バイクはスポーツタイプを好んで乗っているため、山道を走るのが非常に楽しいです。バイクのタイヤは四輪と違ひまして、角が丸くなっています。それはもちろんコーナーで車体を寝かせるためです。このコーナリングの醍醐味は何とも言えない快感です。でもあの前傾姿勢をとりながらのライディングは、いつまで乗れるかはわかりません。車体は装備重量で250キロにもなりますので、日頃から腕立て伏せと腹筋は欠かしません。毎朝40回ずつ続けております。大型バイクは乗っているときよりも、バイク置き場から出したり入れたりすることの方が体力が要るのです。これが出来なくなったら、もう

乗る資格がないですね。

三線は何とも言えない響きをする楽器です。沖縄では唄三線といいまして、三線の弾き者が歌も唄います。最初は民謡や涙そうそうなどの曲からスタートし、やがて早引き曲に目覚め、現在は古典を習っています。ピアノで言えばクラシックに当たるでしょうか。とにかく唄も三線も楽譜通りに唄わないといけません。この古典という奴、なかなか厄介者です。というのは、非常にゆっくりとした曲が多いため、一つ弾き間違えてもすぐにわかる、そして唄と三線がひつついたり離れたりするのです。ドレファと弾いてドレミと唄うのは非常に難しいです。二年前に流派の新人賞に受かりましたが、この課題曲「伊野波節」は難曲で、最初の半年ぐらひはなかなか唄になりませんでした、と言えわかるでしょうか。今でも練習のたびに、師匠から細かいチェックが入ります。来年はコンクールの優秀賞を受けます。それに受ければ翌年には教師免状の受験があり、めでたく受ければ、8年後に師範免状試験が受けられます。私の年齢からすると、このままやり続けていけば、70歳ぐらひには師範になれるでしょう。

税理士業務処理簿

作っていますか?

税理士法第41条第1項において「税理士・税理士法人は税理士業務に関して帳簿を作成し、委嘱者別に1件ごとに、**税務代理・税務書類の作成・税務相談の内容と顛末**を記載しなければならない」と定められていることをご存じですか。

本会綱紀監察部や税務当局もこの帳簿作成を重視しており、支部懇談会等でも度々話題とされています。実際にこの帳簿不記

載により財務大臣の懲戒処分がなされています。万一、この財務大臣の処分を受けると官報や国税局HPに処分の内容と処分を受けた税理士の実名が掲載されます。

この「税理士業務処理簿」の様式は非常に簡易であり、記載内容も少なく作成に時間が取られるようなものではありませんので、必ず作成・備付けをするようにしてください。

「税理士業務処理簿」は
近畿税理士会
ホームページに
掲載されています。

近畿税理士会
http://
www.kinzei.or.jp/

近税パソネット
IDとパスワードは
お問い合わせください

業務関係
資料室



委員会だより



新入・転入会員オリエンテーション

11月1日なんば道頓堀ホテルにおいて新入・転入会員オリエンテーションを開催しました。神田支部長の歓迎の挨拶で始まり、副支部長からは各担当委員会活動の紹介や本会・支部の重点施策等の説明がされました。特に電子申告推進や36時間の研修受講達成が税理士会会員としての責務であることが説明され、綱紀事案として最近特に注目される「税理士業務処理簿」の作成についての説明がされました。又、若手会員を正会員とする「葉月会」の活動について村尾会長から紹介されました。

引き続き開催された懇親会では評判の中華料理を堪能しながら、大いに懇親を深めていただきました。参加された新入転入会員の先生方がこれを機会に支部行事にご参加いただけるよう期待しております。

なお、支部ではこの新入・転入会員オリエンテーションを原則年2回開催し、新入転入会員先生には必ずご参加いただくこととしております。今回やむなくご参加いただけなかった先生方にも次回以降の新入・転入会員オリエンテーションにご参加いただきます。

参加人数	新入転入会員	10人
	西支部役員	10人
	合計	20人



第3回 支部研修会

平成23年10月3日(月)午後1時30分よりホテルモントレグラスミア大阪において、平成23年度第3回支部研修会を港支部と共催により開催しました。

講師に公認会計士・税理士のハッ尾順一先生をお迎えし「資産税の事例研究」と題してご講演を

いただきました。

ありそうでない、なさそうである、そんな事例の数々に、改めて「ハッ！」とさせられたご講演でした。

ハッ尾順一先生の今後益々のご活躍をお祈り申し上げます。有難うございました。

参加人数	西支部	93人	港支部	27人
	他支部	5人	合計	125人



第4回 支部研修会

平成23年11月9日(水)午後1時30分よりホテル大阪ベイタワーにおいて、平成23年度第4回支部研修会を港支部との共催により開催しました。

講師に公認会計士・税理士の勝山武彦先生をお迎えし「会社解散・清算の実務」と題してご講演をいただきました。

現在の厳しい経済状況下において、非常にタイムリーな研修会でした。

会社法の説明に始まり、税務処理においては、みなし事業年度・期限切れ欠損金の損金算入制度・完全支配関係会社の繰越欠損金の引継ぎ等々、分かりやすく説明され、非常に勉強になりました。

今後、解散・清算に対処しなくてはいけなくなった場合には、これらを活かして取り組めそうです。

勝山武彦先生の今後益々のご活躍をお祈り申し上げます。有難うございました。

参加人数	西支部	78人	港支部	26人
	他支部	4人	合計	108人



麻雀大会

平成23年10月7日（金）まーじゃんハウス チップにおいて港支部と共催により麻雀大会が開催されました。

22名の参加者があり、熱戦が繰り広げられました。

優勝者	杉澤 章嘉 先生 (西)
参加人数	西支部 14人
	港支部 8人
	合計 22人



消費税・青色申告簿記教室

西納税協会において、阪本宗久会員・門田知也会員を講師として、消費税・青色簿記教室を開講しました。

受講者	昼の部 18人
	夜の部 21人



葉月会のご案内

葉月会は近畿税理士会西支部に所属する45歳以下の税理士で構成される任意団体で、主に会員の資質向上のための研修と相互親睦活動を行っています。45歳を超えても、他支部へ転出しても準会員として参加いた

【研修委員会からのお知らせ】

- ◎支部事務局で研修会ビデオ（CD・DVD）貸出中。
 - ◎研修会ビデオ（CD・DVD）により事務所やご自宅で研修を受講できます。
 - ◎ビデオ研修は研修規則第2条第1号の研修の受講に該当し、36時間に算入できます。
 - ◎詳しくは支部ホームページ又は事務局へ GO! GO! GO!
- （支部ホームページの、ID：nisi パスワード：utsubo です）

支部事務局 TEL 06-6584-3424
（受付時間 月～金 10時～16時）

※36時間の研修受講努力義務を達成しましょう!

新春講演会と意見交換会のご案内

平成24年1月12日(木)

場 所 ホテルモントレグラスミア大阪

会 費 3,000円

《新春講演会》

時 間 午後5時～5時40分

講 師 西税務署 川口 理 副署長

演 題 「未定」

《意見交換会》

時 間 午後6時～8時



けます。

さらに、認定研修の認定団体となりましたので、葉月会の行う研修は原則として研修規則に係る認定研修となります。

税を考える週間行事

税についての作文

全国納税貯蓄組合連合会及び国税庁が募集した「税についての作文」の中から優秀作品に近畿税理士会西支部長賞を贈呈いたしました。

本年度の受賞作品は次の作品です。

僕と税

大阪市立堀江中学校3年

島野凜久

正直言って僕は税や政治などにあまり興味がありません。税に関しては、意味もないようなことばかりに使われているイメージが前から僕の中にありました。しかし、今回書くことになった「税についての作文」をきっかけに税についていろいろ調べてみると、僕が思ってたようなものではなく、僕達の生活を支えてくれている極めて大切なものだとということに気づくことができました。

まず僕が一番気になり、疑問に思っているのは、「税金はどこでどのように使われているのか」ということです。先ほどにも述べたように、僕は税金は意味のないようなことに使われていると思っていました。しかし、調べてみると、僕達の身近なところにもいろいろなことにたくさんの税金が使われていることを知りました。例えば今僕達が通っている中学校の教育費も税金が使われています。他にも病院の医療費やゴミの処理費用、警察・消防費に使われていて、税金は僕達が安心・安全に生活を送っていく上で必要不可欠な存在であると初めて気づき学ぶことができました。だから、「納税の義務」というのは、これから僕達がおとなになっていくに従い必ず守らなければならないことであり、また、未来の日本の社会を担っていく大切な人材を育成していくためにも必要なことであると僕は思います。

しかし、未来が明るい日本の社会をつくっていくには現段階での問題を解決し、さらに良くしていくために改善していかなければならないと思います。現代の日本の少子高齢化はこれからの社会にとって大きな課題であると思います。急速な高齢化は国民一人一人の負担がより大きくなってしまい、そうなると公債を発行して負担を将来に先

送りしなければならないので「日本も未来はお先まっ暗」になることも考えられないこともありません。これらの問題を解決するには、少子高齢化を根本から少しでもいいので改善していく必要があると思います。一つは社会保障関係費を減らすこと。もう一つは働き手を増やすということです。最近は結婚をしない人、または、結婚をしても子どもをもうけない人が増えてきているので必然的に子どもの数は減少してしまいます。これについては国が行動を起こしても、一人一人が自分の考え方を見つめ直し変えていかないと意味がないと思います。自分の行動は国にとってプラスであるのかマイナスであるのか、将来に悪影響を与えないか、など少しでもいいので考え行動に移していくことが今後重要になってくると思います。

明るく楽しい未来で暮らすためには、税金を単なる義務として収めるのではなく、そのしくみや使いみちについて十分知り、考えることが大切だと思います。

たばこ税について

大阪市立西高等学校3年

矢田一馬

僕は、たくさんいろんな税の種類がある中で、たばこ税について調べました。

まずたばこ税とは、たばこ税法に基づき、「製造たばこ」に対して税金のことをいいます。

たばこ税は、国税のたばこ税の他に、道府県たばこ税および市町村たばこ税が課税されます。前身のたばこ消費税においては、たばこの販売価格を課税標準とする従価割が併用されていましたが、たばこ税においては廃止されて、製造たばこの卸売販売業者等が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合において、売り渡されるたばこの本数を課税標準として、1,000本につきいくらかという従量割でのみ課税する税となりました。

細巻きたばこは、国のたばこ税1,686円、たばこ特別税389円、道府県たばこ税511円、市町村たばこ税1,564円で千本当り合計4,150円が課税されます。

それでたばこ税は、2010年10月1日から税率が引き上げられました。そのたばこの値上げ幅は、過去最大で1箱110円から140円程度値上げされました。

たばこ税が増税されていることによって、2010年度の販売数量は今年度比15.9%減っていて、増税の影響を通年度ペースで反映させると、現在の状況より20%以上落ち込む計算になります。

でもやっぱりたばこは、自分の体にも悪いし、吸っているだけでも周りに悪影響を与えたりもするから今よりももうちょっと値上げをして、喫煙者がもっと減ってほしいと思いました。



西 区 民 ま つ り に 参 加

平成23年11月6日（日）、土佐公園において西区民まつりが開催され、支部役員4名が参加いたしました。

税務コーナーには、小中学生の税に関する習字や標語の優秀作品が展示され、区民の皆様には税を身近なものとして感じていただけるような様々な活動が行われました。

昨年に引き続き、e-Taxの普及拡大に重点を置いた広告活動を展開しました。



会員の動き 平成23年8月1日～平成23年11月30日

◎新入・転入しました。よろしくお願ひします。

入会日	登録番号	氏名	区分	事務所所在地	電話番号	FAX番号	備考
23.08.25	119130	久保 賢	入会	西区京町堀1-13-19 jrビル6F	6225-7100	6225-7101	
23.10.14	90580	中川 純一	転入	西区北堀江1-5-2 四ツ橋新興産ビル603	6538-9800	6538-9810	東
23.10.19	119730	廣崎 利之	入会	西区北堀江2-1-11 久我ビル10F	6535-6666	6535-6663	
23.11.24	119935	前田 忠宏	入会	西区西本町1-7-21 ニシモトビル	6539-5752	6539-5753	
23.11.29	107271	高添 竜二	入会	西区江戸堀1-4-27 日宝江戸堀ビル3F3	6225-2300	6225-2308	名古屋
23.11.30	100639	新免 秀樹	転入	西区江之子島1-7-3 オクウチ駅前ビル1212	6447-0336		尼崎
23.7.6		朝日税理士法人 大阪事務所	転入	西区江戸堀2-5-27	6223-1000	6223-1001	東
23.11.16		エース税理士法人	入会	西区西本町1-8-2	6532-2652	6532-2653	

◎転出しました。お世話になりました。

転出日	登録番号	氏名	区分	事務所所在地	電話番号	FAX番号	備考
23.09.12	113166	乾 尚征	転出	神戸市中央区元町通4-5-1	078-351-1387		神戸
23.10.17	38082	尾本 信行	転出	枚方市北山1-36-5	072-856-1233		枚方
23.10.26	117783	横田 寛	転出	大阪市北区西天満4-9-2 西天満ビル313	06-6360-3737		北
23.11.10	117989	小嶋 良樹	転出	西宮市段上町1-1-22-201			西宮

11月30日現在 会員数 316名 法人会員数 24件

西 税 務 署 からの お 知 ら せ

【e-Taxについてのお願い】

○e-Taxによる法定調書合計表等の送信について
 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表等の提出については、e-Taxで早めに（提出期限は、平成24年1月31日(火)）ご提出いただきますようお願いいたします。

また、大量の法定調書を作成する場合におきましては、光ディスク等（CD,DVD,MO,FD）により提出をお勧めします。

○e-Taxによる確定申告書の早期送信について

関与先の納税者の確定申告書（所得税・消費税）を提出される方は、e-Taxによる代理送信でお早めにご提出いただきますようお願いいたします。

関与先の法人等の社員（従業員）の方に対しても、「e-Tax」や国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用による早期提出について周知方をお願いいたします。

○第三者作成書類の添付省略について

所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、第三者作成書類（医療費の領収書・源泉徴収票等）を記載事項データとして入力し、申告書とともに送信することにより添付を省略することができますが、一部提出していただく必要のある書類もございます。

詳しくは、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。最寄りの税務署までお問い合わせください。

○電子証明書等特別控除について

平成23年分の所得税の確定申告を本人の電子署名及び電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高4,000円（平成24年分については、最高3,000円）の控除を受けることができます。（本控除の適用は、平成19年分から平成24年分の間でいずれか1回）。

○予定納税額、中間申告税額の連絡方法について

平成22年分の所得税や消費税の確定申告をe-Taxで行った場合は、申告書は送付されませんが、予定納税額、中間申告税額は、平成24年1月中に申告者のメッセージボックスに連絡が入る予定です。

○納税証明の電子申請・書面発行手続きについて

納税証明をe-Taxで請求し、税務署窓口又は郵送で受け取れます。手数料が安価（400円→370円）で大量の枚数でも窓口ですぐに受け取れます。ぜひ利用勸奨をお願いします。

○ダイレクト納付について

e-Tax納付手続きが簡単で、インターネットバンキングの契約が不要な利便性の高い手続きです。ぜひ利用勸奨をお願いします。

【総務課からのお願い】

○確定申告書の税務署への送付について

税務上の申告書や申請書・届出書は「信書」に当たることから、税務署に送付する場合には、「郵便物」（第一種郵便物）又は「信書便物」として送付する必要があります。

宅配便、ゆうパック、エクスパック 500、ポストケットなど荷物扱いで送付することはできません。

（申告書控えの返信用としても利用されないようお願いいたします。）

【管理運営部門からのお願い】

○振替納税の利用勸奨について

「申告所得税」と「消費税及び地方消費税（個人事業者）」の振替納税の利用勸奨をお願いします。振替納税は、「安心・便利・確実」な制度です。振替納税の普及・拡大に向けて、ご協力をお願いします。

○平成23年分申告所得税等の納期限等について

区 分	納 期 限	振 替 納 付 日
申 告 所 得 税	3月15日(木)	4月20日(金)
消費税及び地方消費税	4月2日(月)	4月25日(水)

【個人課税部門からのお願い】

○年金所得者の申告について

その年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、その年分の所得税について確定申告書を提出することを要しないこととされました（住民税の申告は必要です）。

この場合であっても、医療費控除等による所得税の還付を受けるための申告書を提出することができます。

○「消費税課税事業者届出書」の提出について

平成23年分において消費税の課税事業者（平成21年分の課税売上高が、1,000万円を超えた場合）となる方で、「消費税課税事業者届出書」が未提出の場合、速やかに提出していただくよう指導方をお願いします。

【資産課税部門からのお願い】

○国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」（贈与税）の利用について

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、自動計算で贈与税の申告書を簡単に作成することができます。

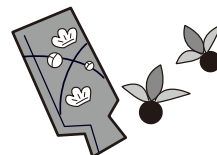
また、ホームページでは、申告関係書類等の入手や全国の路線価図の閲覧も可能となっておりますので、ご利用ください。

○「譲渡所得の内訳書（計算明細書）」の提出について

土地、建物等の譲渡で損失が生じているため、確定申告書の提出をされない場合につきましても、「譲渡所得の内訳書（計算明細書）」を提出していただきますようお願いいたします。

○上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除について

上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除を受けるためには、譲渡損失が生じた年分について、一定の書類を添付した確定申告書を提出するとともに、その後の年分において、連続して確定申告書（「所得税の確定申告書付表（上場株式等）に係る譲渡損失の繰越用）」などを添付）を提出する必要がありますので、よろしくお願いたします。



大阪府から電子申告のお知らせ



大阪府

eTAXを利用すると、申告などがインターネットで簡単、便利



■地方税ポータルシステム（eL TAX）とは・・・

地方公共団体の窓口に行く必要がなく、自宅やオフィス、税理士事務所から、インターネットを利用して申告等の手続きができる便利なシステムのことです。

このシステムを利用すれば、複数の地方公共団体への申告がまとめて1回のデータ送信で行うことができます。

■ご利用できること（下記以外の税目については、順次対応する予定です。）

* 法人都道府県民税、法人事業税、地方法人特別税の申告、申請・届出

* 法人市民税、固定資産税（償却資産）、事業所税の申告・特別徴収にかかる給与支払報告書等の提出

■ご利用できる方

* 上記項目に係る申告手続きを行う納税者の方

* 税理士及び税理士法人等の税理士業務を行う方

■なお、利用手続等の詳細については、eL TAXホームページ（<http://www.eltax.jp/>）又は府税のホームページ「府税あらかると」（<http://www.pref.osaka.jp/zei/alacarte/denshi.html>）をご覧ください。

■お問い合わせ先：大阪府なにわ西府税事務所 事業税課 電話(06)6581-1221

大阪市弁天町市税事務所からのお知らせ

償却資産の申告

会社や個人で工場や商店などを経営し、その事業のために用いられる償却資産を所有している人は、毎年1月1日現在の資産の状況などについて、申告していただくことになっています。

申告期限 毎年1月31日

申告先 市税事務所（なるべく資産の所在する区を担当する市税事務所まで提出してください。）
弁天町市税事務所の担当区域は、福島区・此花区・西区・港区・大正区です。

償却資産の対象となる資産を種類別に例示しますと…

資産の種類	具 体 例
①構築物	受変電設備、自家発電設備、広告塔、駐車設備、門、塀、煙突、庭園、緑化施設、舗装路面、外構工事、内部造作など
②機械および装置	機械式駐車設備、工作・木工機械等各種製造加工機械、印刷機械、化学装置、電動機・起重機、土木建設機械、その他各種業務用機械および装置など
③船 舶	ボート、はしけ、貨客船、漁船、工作船、水中翼船など
④航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
⑤車両および運搬具	大型特殊自動車、客車、貨車など （注）自動車税、軽自動車税の課税対象となる自動車などは、償却資産として課税対象には含まれませんので、ご注意ください。
⑥工具・器具および備品	パソコン、LAN設備、医療用機器、歯科診療用ユニット、理容・美容器具、看板、ネオンサイン、厨房機器および用品、冷凍・冷蔵庫、机・椅子、ロッカー、応接セット、陳列ケース、ガス湯沸器等ガス機器、テレビ等映像音響機器、放送機器、室内装飾品、絨毯・カーテン、コピー機、レジスター、光学機器、遊戯器具、自動販売機、取付工具等各種工具、観賞用・興行用の生物など

《問合せ先》 弁天町市税事務所税務担当（固定資産税（償却資産）グループ）
電話番号 4395-2959 FAX番号 4395-2812

委員会活動報告

(平成23年8月～平成23年11月)

総務委員会

- 8. 9 夏季講演会と意見交換会開催
- 9. 7 港支部役員・日本政策金融公庫との意見交換会開催
- 11. 1 新入・転入会員オリエンテーション開催
- 8月～11月 西税務署玄関前の会員名札版の整備

財務委員会

- 8. 3 支部会費未納者に対し督促状の送付
- 8月～11月 支部会費未納者に対し電話等による督促

研修委員会

- 7. 12 第2回委員会
- 7. 20 第2回支部研修会開催及び第3回委員会開催
- 10. 3 第3回支部研修会開催及び第4回委員会開催
- 10. 27 第1回研修図書配付案内送付
- 11. 9 第4回支部研修会開催及び第5回委員会開催



広報委員会

- 8. 1 支部会報第77号の原稿収集と紙面割付
- 8. 10 支部会報第77号の校正
- 8. 18 支部会報第77号の再校正
- 9. 1 支部会報第77号の発行
- 10. 12 支部会報第78号の紙面構成と原稿依頼
- 10. 19 事務所訪問記の取材
- 11. 14 事務所訪問記の原稿収集
- 11. 25 支部会報第78号の原稿収集と紙面割付

厚生委員会

- 10. 7 麻雀大会（港支部と共催）開催

税務支援対策委員会

- 8. 25 消費税・青色簿記教室三者打合せ
- 8. 26 税対（支部間応援担当者）会議
- 9. 21 組合事業向上支援事業説明会
- 9. 27 消費税・青色簿記教室スタート
- 11. 11 支部税対担当者会議
- 11. 25 個人部会正副支部長会議

情報化対策委員会

- 8月～11月 支部ホームページの更新
- 9月～11月 電子申告・電子納税利用勧奨のため会員への個別訪問

大阪・奈良税理士協同組合

〒540-0012
 大阪市中央区谷町1丁目5番4号
 TEL(06)6941-6888
 FAX(06)6947-2800
 URL: <http://www.hanna-zeikyo.jp>

保険

〈全税共〉
 VIP大型総合保障制度、全税共年金
 〈近税共済会〉
 総合事業保障プラン
 〈その他〉
 ゴルファーズ保険、自動車保険、火災保険

共済制度

小規模企業共済制度
 中小企業倒産防止共済制度
 中小企業退職金共済制度

販売あっせん

税理士業務関連、事務用品関連
 税理士（マーク入り）カード
 人材派遣、ローン関連
 ゴルフ関連、カーライフ関連
 健康関連、資格取得
 レクリエーション関連
 生活関連、PETガン検診等

積立年金

阪奈積立年金

不動産

不動産情報（売買、仲介）
 戸建住宅、マンション
 リフォーム

新入・転入会員です、よろしくお願ひします。



氏名 なかすか たかのり 中須賀 高典

生年月日 昭和53年12月22日

出身地 高知県

血液型 A 型

事務所 西区西本町1-4-1

オリックス本町ビル9F

T E L 06-6535-7106

経歴 有限責任監査法人 トーマツ

趣味 ソフトボール、ゴルフ

信条 誠実に行動する

一言 頑張ります。



氏名 くぼ まさる 久保 賢

生年月日 昭和53年10月4日

出身地 京都府

血液型 A 型

事務所 西区京町堀1-13-19

jrビル6F

T E L 06-6225-7100

経歴 同志社大学経済学部卒

趣味 サッカー観戦

信条 常に相手の立場で考えること

一言 よろしくお願ひ致します。



氏名 はしもと こうすけ 橋本 康輔

生年月日 昭和44年1月23日

出身地 大阪府

血液型 AB型

事務所 西区西本町1-4-1

オリックス本町ビル9F

T E L 06-6556-7877

経歴 関西学院大学法学部卒業

趣味 ゴルフ

信条 履きものを整える

一言 よろしくお願ひします。



氏名 なか がわ じゅんいち 中川 純一

生年月日 昭和43年6月5日

出身地 大阪府

血液型 A 型

事務所 西区北堀江1-5-2

四ツ橋新興産ビル6F

T E L 06-6538-9800

趣味 読書、音楽

一言 よろしくお願ひします。



氏名 あら いけん じ 新井 健嗣

生年月日 昭和51年3月8日

出身地 大阪府

血液型 O 型

事務所 西区新町4-7-22-602

T E L 06-4394-7584

経歴 早稲田大学商学部卒業、テニスインストラクター、監査法人、農業、税理士事務所勤務を経て独立。

趣味 アウトドア、ランニング、旅、読書

信条 パフォーマンスを上げるためには？

一言 会計・税務のできる心理カウンセラー集団でありたいと思います。



氏名 ひろ さき としゆき 廣崎 利之

生年月日 昭和52年5月4日

出身地 大阪府

血液型 A 型

事務所 西区北堀江2-1-11

久我ビル10F

T E L 06-6535-6666

趣味 筋トレ

信条 初志貫徹

一言 よろしくお願ひします。



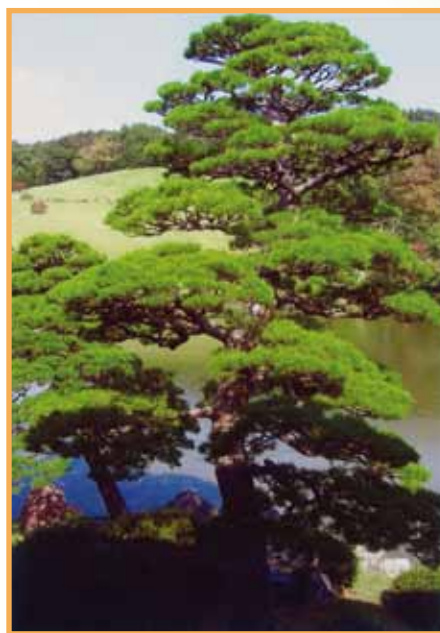
和歌山 白浜 (加治佐 敦智会員)



新潟空港 (臼井 治会員)



鹿児島 桜島 (杉本 祐一会員)



日本庭園 (臼井 治会員)

◆ 書面添付(法33条の2)の励行と「電子申告・納税等開始届出書」の早期提出を!

編集後記

明けましておめでとうございます。この新年号は昨年10月初旬から会員先生方に原稿の依頼をすることから始まりました。大変お忙しい中投稿に快く応じていただきました事お礼申し上げます。昨年は「災い」の年でしたが「絆」がいかに大切かを感じた年でもありました。

辰年の今年は天高く経済も上昇し、活気ある社会になりますように。「おおさか西」は皆さんの投稿で成り立っています。投稿方今年もよろしくお願いいたします。

(小林 幸一)